

秋田市告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および再開したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月8日

秋田市長 穂積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
石田医院	秋田市東通観音前8番5号	令和5年10月16日
おのば薬局	秋田市御野場新町二丁目8番15号	令和5年10月1日
あけぼの薬局	秋田市川元開和町1番1号	令和5年10月1日
訪問看護ステーション おんぷ	秋田市土崎港北一丁目13番43号 2階	令和5年7月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
藤岡歯科医院	令和5年9月13日
パール歯科クリニック	令和5年9月9日

有限会社長尾薬局	令和5年9月30日
----------	-----------

3 再開

事業所名称	再開年月日
南浦歯科クリニック	令和5年10月6日